請　　願　　書

平成２７年第４回市議会定例会

飯　塚　市　議　会

請願第１号

原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願

（要旨）

原発再稼働のための慎重審議は、されているように思えません。よって、原発再稼働中止を求める意見書を採択していただきますようお願いします。

（理由）

２０１４年３月、飯塚市議会では、原発の新規増設及び再稼働の慎重審議を求める意見書が採択されました。以下がその内容です。

１．原発の新規増設・再稼働にあたっては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を十分に考慮し、慎重に審議すること。
２．原発の新規増設･再稼働については､放射性廃棄物の最終処分等を十分に考慮し、慎重に審議すること。
３．再生可能エネルギーの積極的導入や火力発電の更なる効率化に直ちに取り組むこと。

この意見書が採択されてほぼ１１カ月が過ぎようとしています。その間、九州電力川内原発及び玄海原発等各地の再稼働手続きが進んでいます。中でも川内原発は、今夏にも再稼働かという段階に入っています。しかし、飯塚市議会の意見書にあるように、日本政府は福島事故等を十分に考慮し慎重に審議したのか、疑問が残ります。よって、下記３点から改めて、原発再稼働の中止を求める意見書を採択して頂きますよう請願いたします。

私たちはこれまで、原発のない暮らしに不便を感じることもなく１年以上も続けることができました｡放射能を生み出さないということの安心感は何物にも代えられません。どうか宜しくご審議頂けますよう重ねてお願いいたします。

１．福島事故を十分に考慮しているか

福島事故は収束の見通しもたっておらず、汚染水の海への流出を止めることもできていません。事故原因もはっきりと分からないままで、十分に考慮しているということは難しいです。

２．放射性廃棄物の最終処分等を十分考慮されたか

放射性廃棄物は、１０万年もの期間、厳重な管理を必要とします。未だにその処分方法も処分地も決まっていません。原発一基、１日動かすと広島原爆３～４発分の放射性廃棄物ができます｡動かせば動かすだけ処分しようのない放射能が増えるのです。十分に考慮されているとはいえません。

３．慎重な審議がされたか

例えば川内原発の火山審査ですが、審査には火山学者が殆ど参加できておらず、火山学会は見直しを求めています。

平成２７年６月８日

飯塚市議会議長　鯉　川　信　二　　様

請願者

[redacted]

紹介議員

宮　嶋　つや子
川　上　直　喜

原発再稼働中止を求める意見書（案）

福島原発事故発生から４年が経とうとしています。事故による放射性物質の大量放出、その放射線が強すぎて、作業員は未だに原子炉に近づくこともできません。溶け落ちた核燃料がどういう形状で、どこにあるのかさえわからず、事故原因の究明に至っていません。

本来閉じ込めておかなければならない放射性物質は、大気や海に放出し続けており、今も尚１２万人を超える人々が避難生活を余儀なくされています。

また、事故当時３６万７千人いた福島県の子ども達のうち、１１２人が「小児甲状腺がん・またはその疑い」と診断されています。（小児甲状腺がん発生率は、１００万人に２～３人と言われています。）

このように事故収束も見通せず、人々の生活再建も程遠い中、原発再稼働の手続きは進められています。

私たちは以下の点について心配しています。

記

１．福島第一原発の事故、及びその現状を考慮していない

現在福島第一原発は事故後収束の見通しもたっておらず、汚染水に関しても東京電力は敷地内のタンクに貯めている一方で、その後の処理については目途が立っていない状況です。何より事故原因すらはっきりと分からない状態で、十分に考慮していると言うことは難しいです。

２．放射性廃棄物の最終処分等を十分に考慮していない

放射性廃棄物は、１０万年もの期間、厳重な管理を必要とします。未だにその処分方法も処分地も決まっていません。原発一基、１日動かすと広島原爆３～４発分の放射性廃棄物ができます。動かせば動かすだけ処分しようのない放射能が増えるのです。十分に考慮しているとは言えません。

３．慎重な審議がされていない

例えば川内原発の火山審査ですが、審査に火山学者が殆ど参加できておらず、火山学会は見直しを求めています。そもそも審査の基準作りにも、火山学者は参加していません。

私たちは以上の項目についての審議が不十分だと考え、現段階での再稼働の中止を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【　提出先：内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長、
福岡県知事　】

請願第２号

安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願

安全保障関連法案については、衆議院憲法審査会の参考人質疑において、自民党と民主党及び維新の会が推薦した３人の憲法学者の全員が憲法に違反すると判定しました。また、わが国の憲法学者の圧倒的多数が憲法違反であるとの見解を表明していると報道されています。

政府が、この法案が合憲であるとする根拠である砂川事件最高裁判決は、集団的自衛権について可否について述べたものではありません。１９７２年の自衛権に関する政府見解は、集団的自衛権は行使できないという法理を示したものです。さらに、「安全保障環境の変容」については、政府は国会での質問に答弁できないままです。

安全保障関連法案に関する国民世論は、今国会で成立に反対が５９％（読売新聞６月８日付）、「廃案」「慎重審議」があわせて８０％（時事通信６月１２日付）となっています。

別紙の安全保障関連法案の廃案を求める意見書を採択していただきますよう請願いたします。

平成２７年６月１９日

飯塚市議会議長　鯉　川　信　二　　様

請願者

[redacted]

紹介議員

宮　嶋　つや子
川　上　直　喜

安全保障関連法案の廃案を求める意見書（案）

安全保障関連法案については、衆議院憲法審査会の参考人質疑において、自民党と民主党及び維新の会が推薦した３人の憲法学者の全員が憲法に違反すると判定しました。また、わが国の憲法学者の圧倒的多数が憲法違反であるとの見解を表明していると報道されています。

政府が、この法案が合憲であるとする根拠である砂川事件最高裁判決は、集団的自衛権について可否について述べたものではありません。１９７２年の自衛権に関する政府見解は、集団的自衛権は行使できないという法理を示したものです。さらに、「安全保障環境の変容」については、政府は国会での質問に答弁できないままです。

安全保障関連法案に関する国民世論は、今国会で成立に反対が５９％（読売新聞６月８日付)、「廃案」「慎重審議」があわせて８０％（時事通信６月１２日付）となっています。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、安全保障関連法案を今国会において廃案にすることを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【　提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、
内閣官房長官　】

総 務 委 員 会 資 料
平成 27 年 7 月 1 日提出

飯塚市中心市街地活性化事業の取組状況について

◇これまでの経過及び今後のスケジュール（案）

＜これまでの主な経過＞

日　時	内　　容
6 月 16 日（火）	第 16 回 飯塚本町東地区商業の活性化研究会分科会の開催

＜今後のスケジュール(案)＞

日　時	内　　容
7 月 10 日（金）	飯塚本町東地区土地区画整理事業 アーケード機能回復工事地元説明会の開催
7 月上旬	ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業（ダイマル跡地事業地区）引渡し予定
7 月中旬	飯塚本町東地区土地区画整理事業 アーケード機能回復工事着手
7 月 24 日（金）	第 9 回 飯塚市中心市街地活性化協議会の開催
7 月 25 日（土）	吉原町 1 番地区第一種市街地再開発事業（サンメディラック飯塚施設部分）供用開始及び竣工式の開催
8 月 1 日（土）	飯塚急患センター診療開始（吉原町 1 番地区）
10 月上旬	飯塚市健幸プラザ供用開始（ダイマル跡地事業地区）
11 月上旬	飯塚本町東地区第 2 期使用収益開始（地権者 4 人）

総 務 委 員 会 資 料
平成 27 年 7 月 1 日提出

平成 26 年度　認定中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する概要報告

Ⅰ．　定期フォローアップの概要

１　目的

〇各年度終了時点の中心市街地の概況、目標指標ごとの目標達成見通しとその理由、取組の進捗状況、今後の対策などについて、評価・報告を実施。

〇自己評価で明らかとなった現状や課題を踏まえ、必要と認められるには、中心市街地活性化協議会と連携して、基本計画の見直しを行うことを目的。

２　認定基本計画の期間

平成24年4月～平成29年3月（5年間）

３　目標指標の実績値

平成26年度末までに調査を行い、平成27年4月末までに取りまとめを実施。

４　報告時期

平成27年5月15日（金）　に内閣府へ報告済み

Ⅱ．　報告の概要

１　目標及び目標達成の見通し

目　　標	目標指標	基準値	目標値	最新値
魅力ある商業環境が支える賑わいと憩いのあるまちの創出	中心市街地内の歩行者通行量	26,645 人（H23.3）	26,800 人（H29.3）	25,086 人（H27.3）
人と人との繋がりによる笑顔で暮らせるまちの創出	中心市街地内の居住人口	3,696 人（H23.1）	3,820 人（H29.3）	3,639 人（H27.1）

２「中心市街地内の歩行者通行量」のフォローアップ結果

（1）歩行者通行量の推移

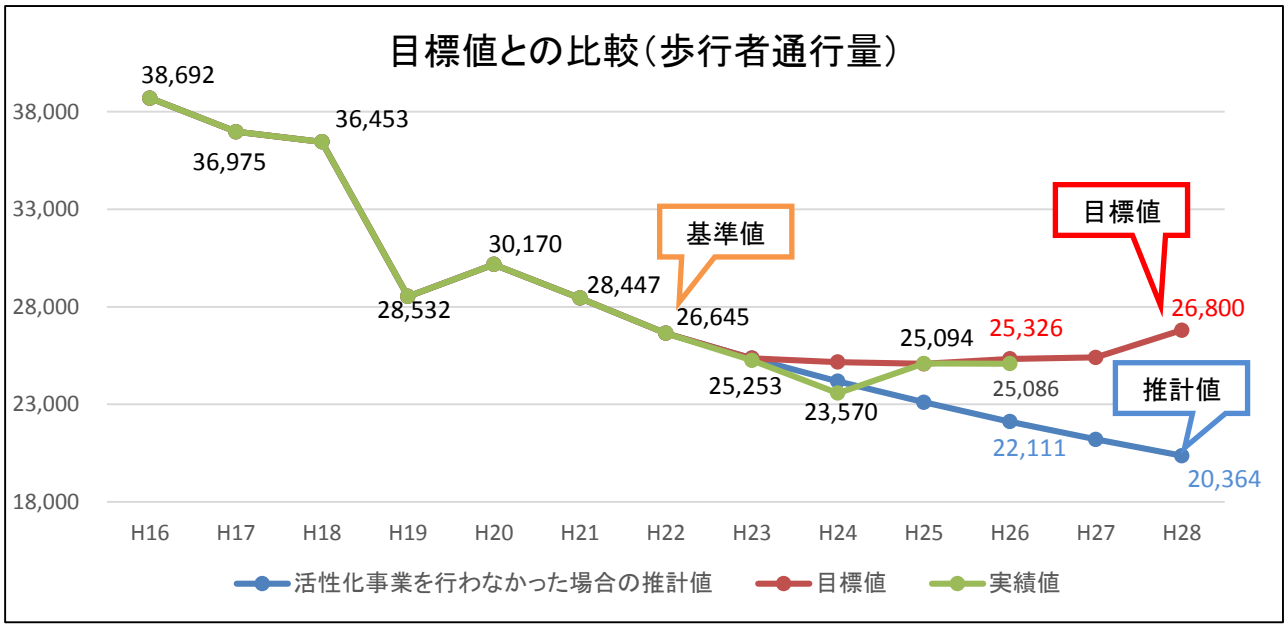

※調査方法：歩行者通行量調査
※調 査 月：各年度 3 月最終金曜日及び日曜日に実施、4 月取りまとめ
※調査主体：飯塚商工会議所
※調査対象：中心市街地内 9 地点における歩行者（平日・休日）

〔H26 年度目標値に対する達成率〕

25,086 人（実績値）／25,326 人（目標値）＝99.05%

（２）目標達成の見通し及び今後の対策

○主要事業のうち、一部の事業に進捗の遅れはあるものの、他の事業は概ね予定通り進捗しており、目標値に対する実績値も期待通り推移しているため、目標達成は可能と考える。
○目標達成するためは、中心商店街の更なる魅力向上が不可欠であるため、「百縁市」、「街ゼミ」、「一店逸品運動」等のソフト事業を継続的に実施する。
○ハード事業の整備段階から入居者や利用者と商店街とのコミュニティを醸成する。
○新たな居住者や利用者を商店街での消費者として囲い込むための商・住が一体となったソフト事業（マンション購入者への商店街商品券の配布等）を行い、更なる歩行者通行量の増加を図る。

３「中心市街地内の居住人口量」のフォローアップ結果

（1）居住人口の推移

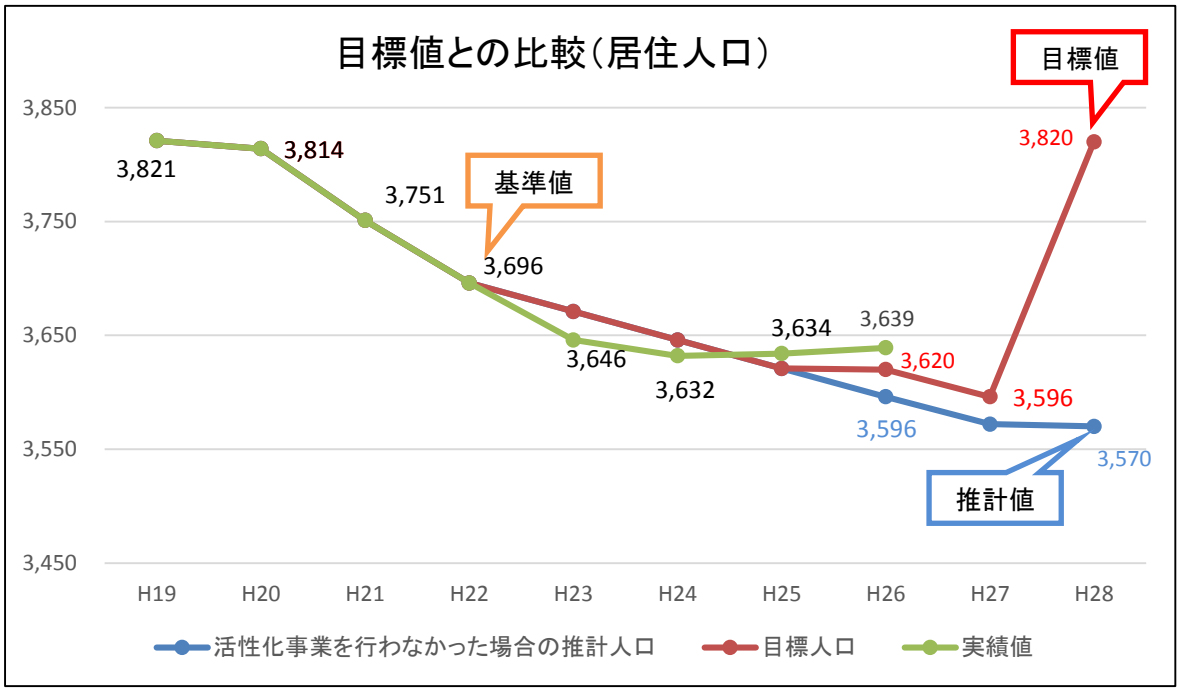

※調査方法：毎年 1 月 1 日現在の住民基本台帳
※調 査 月：平成 27 月 4 月
※調査主体： 飯塚市
※調査対象： 中心市街地区域内居住者

〔H26 年度目標値に対する達成率〕

3,639 人（実績値）／3,620 人（目標値）＝100.52%

（２）目標達成の見通し及び今後の対策

○「吉原町１番地区第一種市街地再開発事業」の分譲住宅が本年 6 月末に竣工予定であり、8 月中旬頃を目途に居住開始を予定。 ○「ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業」の賃貸住宅及び「飯塚本町東地区優良建築物等整備事業」の分譲住宅も、それぞれ本年 7 月と平成 28 年 10 月の竣工に向けて進捗しているところ。 ○上記の居住環境整備及び子育てプラザ整備事業等を併せたハード事業と「商・住一体コミュニティ形成モデル事業」といったソフト事業を一体的に行い、居住環境を向上させることにより、分譲住宅の順調な売約が期待されるところであり、目標達成は可能であると見込む。

総 務 委 員 会 資 料
平成27年7月1日提出

仕組債について

（単位：円）

参照為替	購入額	発行体	年限		早期償還条件	償還日	期間	利金実績
豪ドル	5億円	国際復興開発銀行 （世界銀行）	30年	平成19年12月21日 ～平成49年12月21日	額面の9%以上の利金 （4,500万円）を受取った時点	平成23年12月21日	4年	48,087,500
米ドル	10億円	ドイツ復興金融公庫	30年	平成19年 6月 5日 ～平成49年 6月 5日	額面の5%以上の利金 （5,000万円）を受取った時点	平成26年12月 5日	7年6月	50,000,000
米ドル	10億円	ノルウェー地方金融公社	30年	平成19年 6月 4日 ～平成49年 6月 4日	平成27年6月の為替レート 105.89円以上円安の場合	平成27年 6月 4日	8年	131,588,940
							合計	229,676,440

平成 27 年 7 月 1 日
総務・市民文教委員会

学校跡地の利活用方針（案）について

1　対象となる学校跡地

今回の学校跡地の利活用方針となる学校跡地は、次表のとおりです。小学校敷地内にある児童センター（児童館）についても学校跡地と一体的な利活用を検討していきます。

学校名	施設名	建設年月日	主たる建築物の耐震基準	構造等		敷地面積㎡ 運動場面積は内数	延床面積㎡	避難所 投票所	跡地となる時期（予定）
				主な構造	階				
蓮台寺小	**校舎**	S40～S58	旧耐震	ＲＣ造	3	45,613	4,690		平成30年4月
	体育館	Ｓ43.3	旧耐震	Ｓ造			550	避難所	
	グラウンド					(14,586)			
	蓮台寺児童センター	H19.4.1	新耐震	Ｓ造	1	600	370		
潤野小	校舎	S44～H2	旧耐震	ＲＣ造	3	18,665	5,621		平成30年4月
	体育館	S43.3	旧耐震	Ｓ造			546	避難所・投票所	
	グラウンド					(7,848)			
	潤野児童センター	H5.4.1	新耐震	Ｓ造	1	1,161	299		
鎮西中	校舎	S46～H6	旧耐震	ＲＣ造	3	18,343	7,077		平成30年4月
	体育館	S40.9	旧耐震	鉄骨造			629	避難所・投票所	
	グラウンド					(9,608)			
楽市小	校舎	S63	新耐震	ＲＣ造	3	25,397	5,673		平成29年4月
	体育館	S42.2	旧耐震	Ｓ造			711	避難所	
	グラウンド					(11,153)			
	楽市児童館	H9.11.1	新耐震	Ｓ造	1		108		
穂波東中	校舎	S51	旧耐震	ＲＣ造	3	49,283	6,598		平成29年4月
	体育館	S37.9	旧耐震				833	避難所	
	（グラウンド敷地内）					(5,932)			
	（グラウンド敷地外）					(15,602)			
旧第三中	校舎	S50～S53	旧耐震	ＲＣ造	3	24,793	6,385		平成29年4月
	体育館	H3.3	新耐震	ＲＣ造			1,622	避難所	
	グラウンド					(10,434)			

２　利活用検討における基本的な考え方

飯塚市立小学校・中学校再編整備により生じる学校跡地の利活用に関しては平成23年3月策定した「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」に基づき、それぞれの学校跡地における利活用の方向性を検討していきます。

「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」（抜粋）

2.策定にあたっての基本的な考え方

（3）廃校後の用地、施設の利活用

再編（統合）に伴い、存続する学校では、老朽化による改築（建替え）工事や新たな立地場所での新築工事等により多額の財政支出を伴うことから、①廃校後の学校跡地については、地域のまちづくりに支障が生じないような利活用を行う民間事業者等に譲渡(売却)することを原則としますが、②廃校後の学校施設を含めて他の公共施設の配置状況等を鑑みて検討を行うことや、③郊外の地域においては、今後更に過疎化、高齢化が進むことが予想されることから、地域特性や実情を踏まえた中で、地域の活性化が促進できるような利活用策についての検討を地域住民の意見を聴きながら行います。

３　基本的な考え方に対する検討方法

基本的な考え方①

「廃校後の学校跡地については、地域のまちづくりに支障が生じないような利活用を行う民間事業者等に譲渡(売却)することを原則とします。」

↓

譲渡(売却)の検討に際しては、学校跡地を地域のまちづくりにどのように利活用すべきであるか地域住民との協議等を踏まえて検討を行い、民間譲渡（売却）の基本的な方針を定めます。

基本的な考え方②

廃校後の学校施設を含めて他の公共施設の配置状況等を鑑みて検討を行う。

・市としての基本的な利活用方針を定めたうえで、他の公共施設の配置状況等も考慮し、市として利活用策について検討を行います。
・選挙時の投票所、災害時の指定避難所となっている施設においては、その代替施設について検討を行います。
・グラウンド、体育館等の目的外利用がある場合は、その代替策等について検討を行います。

基本的な考え方③

「郊外の地域においては、今後更に過疎化、高齢化が進むことが予想されることから、地域特性や実情を踏まえた中で、地域の活性化が促進できるような利活用策についての検討を地域住民の意見を聴きながら行う。」

第二次実施計画における「郊外の地域」は、今回の対象とする地域ではないことから、この項目は検討の対象外とします。

4　市としての基本的な利活用方針

①市民一人当たりの公共施設の延べ床面積は、他自治体と比較して約 1.7 倍広い現状を踏まえて、新たな機能の公共施設の設置は、原則行わないものとします。
②耐震基準を充たしている学校施設は、老朽化した公共施設の代替施設としての利活用を検討します。
③耐震基準を充たしていない学校施設は、改修経費が多額となることを踏まえ、市としての利活用は原則行わないものとします。

５　民間譲渡（売却）の基本的な方針

①学校施設跡地は、貴重なまとまった用地で、飯塚市民共通の財産であることを踏まえた民間譲渡（売却）とします。

②都市計画マスタープラン等の方針に基づくものとします。

③今後の大きな課題である人口減少やそれに伴う財政規模の縮小などの解決につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡（売却）とします。

④買物、公共交通等、地域住民生活の利便性向上につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡（売却）とします。

６　方針期間

この方針の期間は、学校施設が廃止となった年度より２年間とし、その間に、この方針に基づく利活用ができなかった場合は、新たな方針を検討します。

７　留意事項

民間譲渡（売却）を行う際には、起債の償還、国庫補助金の返還、開発行為の確認、隣接民有地との調整等支障となる課題を調整した上で進めるものとします。

８　学校跡地の個別方針

①蓮台寺小学校跡地

市の利活用方針

・施設及び跡地ともに、市としての利活用策がないことから民間譲渡（売却）とします。

民間譲渡（売却）の方針

・跡地は、国道 201 号沿いに立地していることから、定住促進や利便性向上につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡とします。但し、西山断層が直下に位置していることを考慮した利活用とします。

②鎮西中学校跡地

市の利活用方針

・施設及び跡地ともに、市としての利活用策がないことから民間譲渡（売却）とします。

民間譲渡（売却）の方針

・跡地は、国道 201 号沿いに立地していることから、定住促進や利便性向上につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡（売却）とします。

③潤野小学校跡地

市の利活用方針

・施設及び跡地ともに、市としての利活用策がないことから民間譲渡（売却）と

します。

民間譲渡（売却）の方針

・跡地は、住宅地の中に立地していることから、定住促進につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡（売却）とします。

④飯塚第三中学校跡地

市の利活用方針

・体育館（耐震基準適合）は、近隣の社会体育施設である第一体育館、頴田体育館が老朽化していることから、補助的な役割を担う社会体育施設として当分の間は利活用します。

・校舎の一部は、小中学校の統廃合、庁舎、地区公民館整備により、一時的に余剰となる備品をストックする倉庫として活用します。

・上記以外の校舎敷、運動場、プール敷は、市としての利活用策がないことから民間譲渡（売却）とします。但し、鯰田地区の公民館移転候補地のひとつであることから、公民館の整備計画内容によっては方針を見直します。

民間譲渡（売却）の方針

・跡地は、住宅地の中に立地していることから、定住促進につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡（売却）とします。

⑤楽市小学校跡地

市の利活用方針

・楽市、平恒の統合保育所を設置する計画となっていることから、校舎1階を改修整備し利活用するか、現楽市保育所を増築または改築とするかについて検討を行い、平成28年10月までに方針を決定します。なお、校舎を統合保育所として利活用する場合は、2、3階は文化財保護施設として利活用します。市が利活用しても余裕があるスペースについては、民間への貸付についても検討していきます。

　校舎を利活用しない場合は、保育所運営に必要な敷地を残し、校舎敷地は現状有姿で民間譲渡（売却）とします。

・運動場、体育館敷、プール敷は、市としての利活用策がないので民間譲渡（売却）とします。

民間譲渡（売却）の方針

・跡地は、住宅地の中に立地していること、進入道路の幅員が6メートル未満であることから、定住促進につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡（売却）とします。

⑥穂波東中学校跡地

市の利活用方針

・施設及び跡地ともに、市としての利活用策がないことから民間譲渡（売却）と

します。
・学校敷地外の運動場は、穂波東小中一貫校グラウンドが、現状全ての部活動に対応できないことから、社会体育施設として当分の間は利活用します。

民間譲渡（売却）の方針

・跡地は、住宅地の中に立地していることから、定住促進につながる利活用を検討している民間事業者等への民間譲渡（売却）とします。民間譲渡（売却）は現状有姿を原則とするが、民間譲渡（売却）が進まない場合は、災害防止のため体育館及び校舎については、市が解体し、その後民間譲渡（売却）とします。

参考資料

対象地域の状況

1.鎮西地域

①人口の推移及び推計

人口推移及び推計

区　　分	2005年	2010年	2020年	2030年	2040年
14歳以下	2, 133	1, 932	1, 555	1, 222	979
15歳～64歳	8, 092	7, 882	6, 723	5, 848	4, 833
65歳以上人口	2, 175	2, 453	3, 258	3, 456	3, 399
合計	12, 400	12, 267	11, 536	10, 526	9, 211

※2020年以降は2005年、2010年の国勢調査からの推計

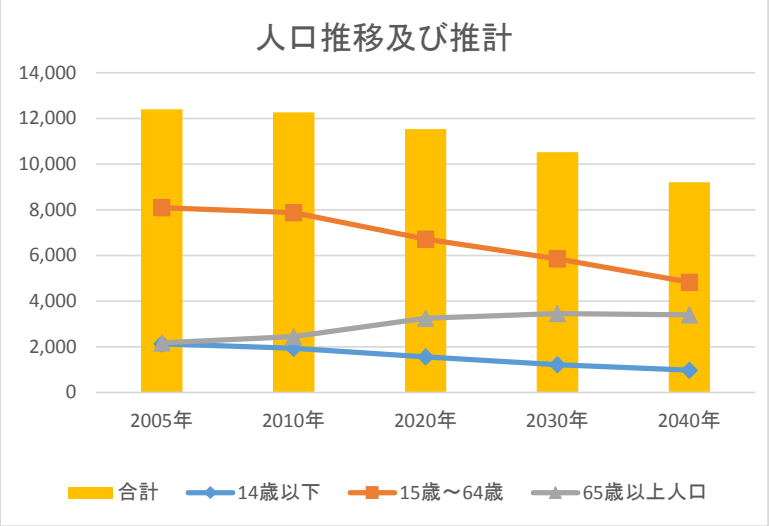

②都市計画及びマスタープランでの位置づけ

地区の位置づけ	豊かな緑と清らかな川を大切にする、いやしとやすらぎのまちづくり
都市計画における用途地域	蓮台寺小：無指定、潤野小：無指定、鎮西中：無指定

③生活関連施設の立地状況

分類	名称
郵便局	明星寺（簡易）、伊川郵便局
銀行	いいしん潤野
病院、医院（入院施設有）	総合せき損センター
病院、医院（入院施設無）	二宮医院、はやかわ漢方
歯科医院	丸林歯科、さこだ歯科、佐藤歯科
高齢者介護施設（入所）	特養いいづか（50人）、特定施設第２八木山の里すずらん(29)、グループホーム飯塚和（9）、小規模多機能愛家（25）
スーパー・ホームセンター等	ﾌﾚｯｼｭ8花瀬店、ＡＳＯ潤野店、ハイマート飯塚店、農楽園、薬のハッピー薬局
コンビニ	Yショップいで、SE花瀬
ガソリンスタンド	コスモ花瀬、ｴﾈｵｽ太陽興産花瀬
大学・高校	嘉穂高校
小中学校	新小中一貫校、八木山小
幼稚園・保育所	鎮西ひかる、潤野
主要な公園	明星寺公園、八木山展望公園
市の公共施設	鎮西出張所、鎮西公民館、飯塚斎場、統合児童センター
公営住宅	〆尾団地（9戸）、潤野団地（26戸）、花瀬団地（60戸）、明星寺団地（120戸）、黒萩団地（39戸）、県営明星寺団地（440戸）
県・国関連施設	
鉄道・バス路線	西鉄　バスセンター⇔坂の下⇔天神（28本）、バスセンター⇔潤野鎮西方面（73本）
その他施設	

2.穂波東地域

①人口の推移及び推計

人口推移及び推計（穂波地区）

区　　分	2005年	2010年	2020年	2030年	2040年
14歳以下	3,452	3,389	2,926	2,275	2,021
15歳～64歳	16,076	15,125	12,396	11,048	9,151
65歳以上人口	6,081	6,567	7,753	7,190	6,575
合計	25,609	25,081	23,075	20,513	17,747

※2020年以降は2005年、2010年の国勢調査からの推計

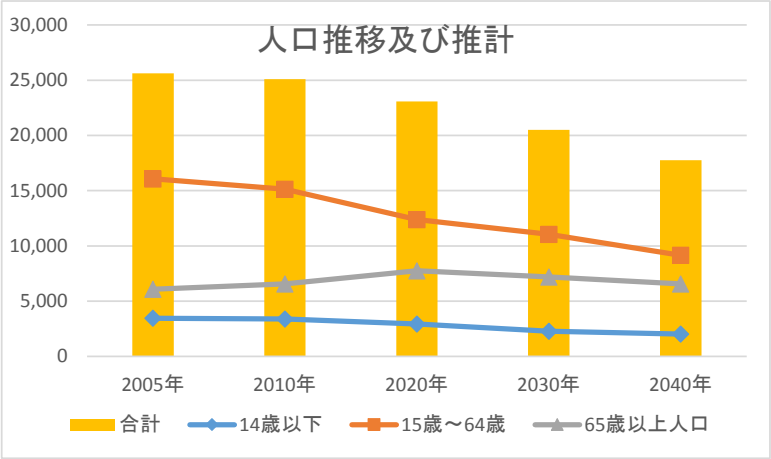

②都市計画及びマスタープランでの位置づけ

地区の位置づけ	広域交通の利便性を活かし、多様な都市活動と魅力ある暮らしが生まれる、快適生活のまちづくり
都市計画における用途地域	楽市小：第1種居住地域、穂波東中：第1種居住地域

③生活関連施設の立地状況

分類	名称
郵便局	忠隈局、平恒局
銀行	いいしん穂波、JA穂波
病院、医院（入院施設有）	清永医院、三宅病院
病院、医院（入院施設無）	麻生医院、麻生クリニック、上村クリニック、木原医院、徳永眼科、なかおクリニック、松口医院、宮嶋医院、宮嶋耳鼻科
歯科医院	浅田歯科、浅原歯科、おおた歯科、城戸歯科、スマイル歯科、はやしだ歯科、渡辺歯科
高齢者介護施設（入所）	特養天空の杜（70）、グループホームほりいけ（18）、小規模多機能えがお（25）
スーパー・ホームセンター等	ルミエール、ダイレックス、薬のハッピー薬局、コスモス
コンビニ	DY南尾、SE楽市、SE平恒、SE天道、RO楽市、FA堀池
ガソリンスタンド	山口石油、江藤石油
大学・高校	
小中学校	新小中一貫校
幼稚園・保育所	楽市保育所、平恒保育所、常葉保育園、穂波幼稚園
主要な公園	大将陣
市の公共施設	穂波支所、武道館、穂波総合運動公園（体育館、穂波野球場、運動広場、プール、テニスコート）
公営住宅	平恒北明団地（35戸）、楽市２団地（18戸）、平恒中野団地（9戸）、南尾団地（64戸）、平恒新町団地（50戸）、楽市１団地（20戸）、平恒本町第一団地（30戸）、忠隈泉町団地（18戸）
県・国関連施設	穂波交番
鉄道・バス路線	西鉄　バスセンター⇔楽市方面（70本）、バスセンター⇔平恒方面（10本）
その他施設	

3.鯰田地域

①人口の推移及び推計

人口推移及び推計

区　　分	2005年	2010年	2020年	2030年	2040年
14歳以下	861	815	731	540	437
15歳～64歳	4, 446	4, 101	3, 005	2, 532	2, 098
65歳以上人口	1, 612	1, 698	2, 122	1, 867	1, 458
合計	6, 919	6, 614	5, 858	4, 939	3, 993

※2020年以降は2005年、2010年の国勢調査からの推計

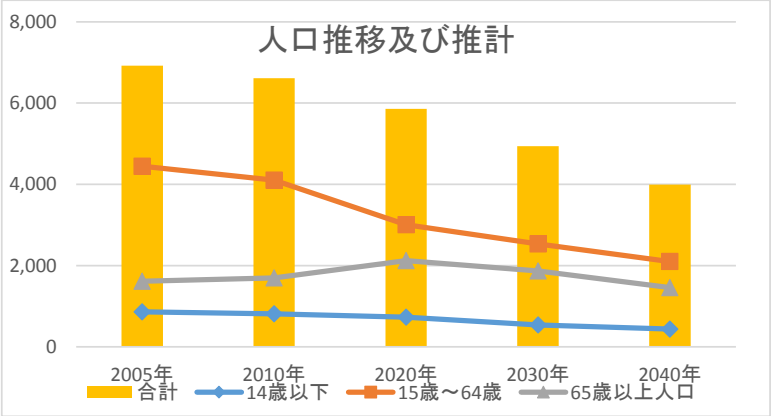

②都市計画及びマスタープランでの位置づけ

地区の位置づけ	身近な水、緑と調和し、やすらぎと活力のある、安全とゆとりのまちづくり
都市計画における用途地域	旧第三中学校：第1種居住地域

③生活関連施設の立地状況

分類	名称
郵便局	鯰田郵便局
銀行	いいしん鯰田支店
病院、医院（入院施設有）	鯰田診療所
病院、医院（入院施設無）	細川医院、弥永医院、白水医院
歯科医院	山本歯科、田中歯科、横手歯科、ハート歯科クリニックいまい
高齢者介護施設（入所）	特養ことぶきの森（29）、有料老人ホームウエルシア（50）、特定施設太陽の郷(17)、グループホーム鯰田（9）、太陽の郷（9）
スーパー・ホームセンター等	スーパー川食、一太郎
コンビニ	SE飯塚鯰田店
ガソリンスタンド	
大学・高校	
小中学校	鯰田小
幼稚園・保育所	鯰田保育所、愛宕幼稚園
主要な公園	市民公園
市の公共施設	鯰田出張所、鯰田公民館、つどいの広場、飯塚オートレース場、市民運動公園（広場、テニスコート、弓道場）
公営住宅	松本団地（新）（52戸）、鯰田南町団地（36戸）、鯰田畝割団地（10戸）、
県・国関連施設	
鉄道駅・バス本数	JR鯰田駅、浦田駅　西鉄　バスセンター⇔鯰田渡し方面（往復62本）、バスセンター⇔鯰田小学校方面（往復34本）
その他施設	

総　務　委　員　会　資　料
平成２７年７月１日開催

●市県民税取消訴訟に関する経過【原告：市内在住者（Ａ氏）　被告：飯塚市】

発生年月日	実施主体	内　　容
H19.3.14	税務署	税務署による更正決定（H15・16・17年分）
H19.5.11	Ａ氏	国税不服審判所への審査請求
H20.4.22		**審判所による裁決（棄却）（最高裁が認めた更正日）**
H20.10.22	Ａ氏	地裁への訴訟提起
H21.10.6		地裁判決
H21.10.20	Ａ氏	高裁へ控訴
H22.3.11		高裁判決
H22.3.24	Ａ氏	最高裁へ上告
H22.7.2		**＊最高裁決定（上告不受理）…所得税訴訟確定（飯塚市が主張した更正日）**
		↓　署へ最高裁決定内容閲覧
H22.8.23	市	市県民税変更決定（H16・17・18年度分）
H22.10.4	Ａ氏	異議申立書提出
H22.10.28	市	**異議申立棄却決定**
H23.4.21	Ａ氏	地裁へ訴訟提起
H24.1.17		**＊地裁判決…市の勝訴**
H24.1.26	Ａ氏	高裁へ控訴
H24.6.28		**＊高裁判決…市の勝訴**
H24.7.11	Ａ氏	最高裁へ上告
H27.2.12		最高裁から口頭弁論期日の予告通知
H27.4.28		最高裁口頭弁論
H27.5.26		**＊最高裁判決…市の敗訴**